

認知症対応型共同生活介護

設置運営者募集 質問書に対する回答

令和4年5月13日受付分ー1

(質問)

開設提案書にて、利用者の処遇上必要と認められるとき、自立した高齢者を同一居室に入居させることができるとうたっているか。

また、遠方のご家族などの訪問時に同一居室であれば泊まるのが可能であるとうたっているか。

(回答)

自立した高齢者の同一居室への入居については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、及び運営に関する基準」にて、「1の居室の定員は（中略）利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるため、うたっていただいても構いません。

遠方のご家族などの訪問時の宿泊は、可とする基準や国Q&Aが無いため、回答日時点では不可とします。

なお、2人部屋の場合の居室面積の最低基準の示しは、基準省令の解釈省令である「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」にて明示されていないものの、1人部屋の場合と同じく「十分な広さを確保しなければならない」と示されています。そのため、2人部屋を想定されるのであれば、単に7.43㎡の2倍（14.86㎡）必要とは考えませんが、それに近い広さは確保すべきと考えます。

認知症対応型共同生活介護

設置運営者募集 質問書に対する回答

令和4年5月13日受付分ー2

(質問)

協力医療機関について、救急対応可能な医療機関でなく診療所でもいいか。

(回答)

協力医療機関の救急対応について明確な記載はありませんが、基準105条3項に「サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため（中略）連携及び支援の体制を整えなければならない」とあり、また解釈通知に「当該協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとする。」とあるため、事業所指定時の提出物「協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約書等」にて確認が取れるようにしてください。

認知症対応型共同生活介護

設置運営者募集 質問書に対する回答

令和4年5月13日受付分ー3

(質問)

短期利用認知症対応型共同生活介護費の算定をする場合、要件として、緊急を要し医師が必要と判断した者に対し、事業所共同生活ごとに定員を超えて行うことができるとあり、入院などで不在となっている部屋を空所利用することも可能とあるが、10室目を用意した場合でも1名在籍のない場合に限って利用可能となるのか。それとも、9名在籍したところに、1名加えて利用が可能なのか。

(回答)

1 短期利用で使用する居室

施設基準において「空いている居室等」となっているため、入院中利用者の居室でも普段使用していない10室目でも可能です。

2 定員

通常の9名定員以外にユニットごとに短期利用1名までであるため、9名在籍した状態での利用受入で差し支えありません。ただし緊急対応の短期利用者を含むユニット利用者10名全員の処遇に支障がない場合に限りです。

認知症対応型共同生活介護

設置運営者募集 質問書に対する回答

令和4年5月13日受付分－4

(質問)

既設の建物を改修し開設する場合、提出書類一覧表3 ②～④の提出は必要か。

(回答)

②及び③は必要、④は不要とします。

認知症対応型共同生活介護

設置運営者募集 質問書に対する回答

令和4年5月13日受付分－5

(質問)

計画作成担当者は常勤でなくてもよいとされているがユニットごとの計画作成担当者として配置する必要勤務時間数（1日、週、月）はどの程度と考えるか？

(回答)

必要勤務時間数の目安はありませんが、当該事業所の利用者に対する計画を適切に作成するために、利用者の日常の変化を把握するに足る時間の勤務は少なくとも必要です。

認知症対応型共同生活介護

設置運営者募集 質問書に対する回答

令和4年5月13日受付分－6

(質問)

応募申請事前協議書において、建設予定地面積は、既設の建物を改築利用する場合、建物全体の面積を記載すればいいか。

上記に関連して、様式3の用地関係調書の1全体の状況記載の面積、3賃貸貸借の場合の面積、様式4の1施設整備概要記載の建物構造、建築面積及び延床面積、敷地面積については、既設建物全体と考えるか、グループホームが利用する部分を算出して記載すればいいのか、どのように記載するべきか。

(回答)

様式ごとに回答します。

1 事前協議書

建設予定地面積には、敷地全体の面積を記載してください。

2 様式3 (用地関係調書)

(1) 1 全体の状況

敷地全体の面積を記載してください。

(2) 3 賃貸借

敷地全体の面積、単価及び予定賃借料を記載してください。

3 様式4 (施設整備概要)

1 施設整備概要の建物構造、建築面積、延床面積には認知症対応型共同生活介護を運営される建物全体のことを、敷地面積には敷地全体の面積を記載してください。

なお、認知症対応型共同生活介護を運営される場所が、例えば建物の1フロアを借りて運営される場合のように、敷地内全体が認知症対応型共同生活介護に供されるものでない場合は以下のとおりとします。

1 事前協議書

建設予定地面積には、敷地全体の面積を記載してください。

2 様式3 (用地関係調書)

(1) 1 全体の状況

敷地全体の面積を記載してください。

(2) 3 賃貸借

面積及び単価については用地全体(敷地全体)のことを記載してください。

予定賃借料については、認知症対応型共同生活介護を運営する部分に係る賃借料を記載し、そのうえで借用する面積をカッコ書きで補記してください。その場合の記載例を以下に示します。

所在・地番	面積	単価	予定賃借料(年額/円)
安城市●町△一□	600㎡	1,000円	100,000円(100㎡借用)

なお、様式3は用地関係調書のため、土地の賃借料とは別に建物の賃借料が発生している場合であっても土地の賃借料のみとし、それ以外は記載しないようにしてください。

3 様式4 (施設整備概要)

1 施設整備概要の建物構造の欄は、以下に示すように記載してください。

建物構造	●●造5階建てのうち2～3階借用 (建築面積400㎡)(借用部分の延床面積700㎡)
------	---

また、敷地面積には敷地全体の面積を記載してください。